

平成十九年七月十日受領
答弁第四四〇号

内閣衆質一六六第四四〇号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

平成十九年六月五日に、外務省在外公館課長が御指摘の人物に対して、「潮の舞」については、現在、その所在を調査するとともに、ウズベキスタン当局に対しても捜査を依頼している旨説明した。在外公館課長の氏名は、今村朗である。

三及び八から十までについて

外務省としては、在ウズベキスタン日本国大使館（以下「大使館」という。）において「潮の舞」の所在が確認できなくなったため、その後、大使館職員を含む関係者等から順次聞き取り調査を行い、平成十八年五月にウズベキスタン当局に対して捜査を依頼するとともに、外務省としての調査も引き続き行っているところである。「潮の舞」の所在が確認できなくなった時期は特定できていない。

また、「潮の舞」の管理体制が適切であったか否かについては、調査の結果を踏まえて判断すべきものと考えている。

四から六までについて

お尋ねの件については、いまだ事実関係の調査を行っている段階であることから、外務省として公表を行ってこなかったものであり、御指摘の時期より以前に対外的に説明したこともない。

七について

「潮の舞」は、平成五年九月六日に大使館に配置された。